



令和
6年度

農林水産省認定（第8・9期生）

農福連携技術支援者育成研修

e-ラーニング＋ほ場（茨城県水戸市）での実地研修

農福連携の実務のプロフェッショナルを目指しませんか。

農福連携技術支援者とは、農福連携に携わる当事者（農業者・就労系障害福祉サービス事業所の職業指導員・障害者本人等）に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。

修了試験を含む全ての研修課程を受講し、農林水産省から、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、研修修了者となり、「農福連携技術支援者」（農林水産省認定）として、現場における支援をすることができます。

日程

※全ての受講者は、(1) 座学研修及び(2) 実地研修・グループワークの両方を受講する必要があります。

- (1) 座学研修 〈eラーニング〉(配信期間中、各自が視聴可能な時間に受講)
配信期間：第8期 6月21日(金曜日)～7月1日(月曜日)
第9期 8月23日(金曜日)～9月2日(月曜日)
- (2) 実地研修・グループワーク【4日間】〈集合研修〉
第8期 7月8日(月曜日)～7月11日(木曜日)
第9期 9月9日(月曜日)～9月12日(木曜日)

会場

(実地研修・グループワーク)

農林水産研修所 つくば館 水戸ほ場

【住所】茨城県水戸市鯉淵町5930-1

【最寄り駅】JR常磐線友部駅(バス送迎あり)

【宿泊施設】研修に先立ち、各自で確保してください。

対象者

例年、定員をはるかに超える応募があることから、令和6年度においては、幅広い地域で多様な方に農福連携技術支援者として御活躍いただくため以下の要件を満たす方を対象とします。

◆募集要件

(ア) 本研修に準拠した研修を実施予定の都道府県在住以外の者

【研修実施予定の都道府県】

北海道、静岡県、石川県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(イ) 過去に農福連携技術支援者育成研修を修了した者が在籍している法人に所属していない者。

ただし、同じ法人でも異なる事業所等に所属している者については応募可とする。

例：社会福祉法人〇〇△△事業所に農福連携技術支援者育成研修を修了した者が在籍している場合に、同法人の××事業所に所属する者からの応募は可能)

※なお、定員を超える応募があった場合には、農福連携技術支援者の地域バランス、受講者の所属業種、農福連携に取り組んでいる事業所等に所属しているかどうか及び経験年数のほか、申込フォームの自由記載欄の内容から今後の活躍が十分に期待できる者であるかなどの観点から受講者を決定します。

費用

- (1) 受講料は無料です。ただし、研修に係る交通費・宿泊費は、受講者又は所属組織において負担してください。
- (2) 災害等のやむをえない事情により、研修を延期又は中止する場合があります。その場合、予約した交通機関や宿泊施設のキャンセル料は、受講者本人又は受講者の所属組織において負担してください。

申込み・ 受講者選考

- (1) 申込み方法
受講を希望される方は、農林水産省ホームページの専用フォームからお申込みください。
農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/seminars.html>

農林水産省HP
QRコード



- (2) 締切
令和6年5月31日(金曜日)

- (3) 受講者決定の連絡

申込者全員に対し、締切から2週間後程度を目途に、結果をお知らせいたします。
なお、定員は各期20名程度を予定しており、申込み多数の場合受講できない場合がありますのでご了承ください。また、受講者選考の詳細等については一切お答えできませんのでご了承ください。

注意事項

- (1) 実地研修では、ほ場とビニルハウス内において、農作業を行いますので、農作業に適した服装をしてください。
- (2) 実地研修では、農業用機械や農機具等を操作します。講師や職員等の指示に従わないで操作した場合には、危険が伴う場合もありますので、受講者各自の判断で、任意の傷害保険への加入をお勧めします。また、健康保険証を持参してください。
- (3) 実地研修の最終日に修了試験を実施します。農林水産省は、受講者の修了試験の結果を踏まえて、後日、必要な知識と技能を身につけた者を「研修修了者」として認定します。認定の通知を受けるまでは、「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」の肩書を用いることはできません。なお、認定まで1～2か月程度かかりますので、御了承ください。
- (4) 農福連携技術支援者(農林水産省認定)は、国家資格ではありません。